

資料 2

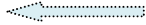
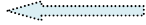
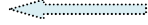
計画策定スケジュール等について

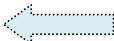
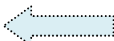
以下のスケジュール等や作業内容は、あくまで現時点での想定であり、今後の検討状況により、変更や追加がありえる。

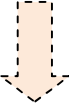
事項	自治体における当面の作業等	国の主な作業日程
○ 事業計画	【市町村子ども・子育て支援事業計画のイメージ】 <26年1月～4月> 教育・保育、地域子ども・子育て支援事業の「量の見込み」を検討、都道府県に報告。※ 適宜市町村・都道府県間で調整。 ↓ <26年4月～9月> 教育・保育、地域子ども・子育て支援事業の「確保方策」等を検討、都道府県に報告。※「確保方策」は26年9月末までに中間的にとりまとめ。 四半期ごと等の進捗状況等の都道府県に報告 ～26年度4月 計画に定める「量の見込み」の報告 ～26年度第1四半期（既存施設の移行希望調査等も踏まえ、確保方策について随時情報交換） ～26年度第2四半期 計画に定める「確保方策」の報告 ↓ <26年10月～> 「量の見込み」「確保方策」に基づき、認可・確認等の事前準備。 パブコメ等の必要とされる手続。都道府県との調整。 ↓ <27年3月> 確定 → 都道府県は内閣総理大臣に、市町村は都道府県に提出。	<26年1月> ○量の見込みの集計の手引きを提示 ○支給認定基準(下限時間等) <25年度末日途> ○各種認可等基準 <26年4月頃> ○量の見込みを集計 <26年5月頃> ○公定価格の骨格の提示 (施設の意向調査)

○ 認可基準 (幼保連携型認定こども園)	【都道府県】 ＜25年度4月以降＞ 子ども・子育て会議で示される幼保連携型認定こども園に関する資料等を参照しつつ、自治体において基準に関する条例の検討。 県：平成25年度6月議会において一部改正（面積基準） ＜26年9月まで＞ 県：9月議会までに条例制定予定。条例制定後、審査基準・規則・指導指針等の制定（～11月中） ※その他指導監査関係要綱の制定・補助金交付要綱の見直し	＜25年度末目途＞ 政省令を作成。
○ 認可基準 (地域型保育事業)	【市町村】 ＜25年度以降＞ 子ども・子育て会議で示される地域型保育事業に関する資料等を参照しつつ、自治体において基準に関する条例の検討。 ＜26年9月まで＞ 27年度当初に整備されているべき地域型保育事業について認可を行うことが出来るよう、可能な限り6月議会において基準に関する条例を策定し、事業者等に周知。全市町村が条例制定必須。	＜25年度末目途＞ ○政省令を作成。
○ 運営基準（確認制度）	【市町村】 ＜25年度以降＞ 子ども・子育て会議で示される教育・保育施設等の運営基準に関する資料等を参照しつつ、自治体において基準に関する条例の検討。 ＜26年9月まで＞ - 事業計画の策定・調整の過程において、施設・事業者の確認定員見込みの中間とりまとめ。 27年度当初に整備されているべき認定こども園等や地域型保育事業について、確認手続を行うことが出来るよう、可能な限り6月議会において運営基準に関する条例を策定し、事業者等に周知。	＜25年度末目途＞ ○政省令を作成。

○ 支給認定（保育の必要性の認定）	【市町村】 <25 年度以降> 子ども・子育て会議で示される保育の必要性の認定等に関する資料等を参照しつつ、自治体において認定等に関する条例等の検討。 <26 年6月まで> 26 年度下半期以降、認定事務を行うことが出来るよう、6月議会において支給認定基準に関する条例等を策定。	<25 年度末目途> ○政省令を作成。
○ 地域子ども・子育て支援事業	【市町村】 <25 年度以降> ① 子ども・子育て会議等で示される資料等を参照しつつ、地域の実情に応じた事業内容の検討、放課後児童健全育成事業（放課後児童クラブ）の基準等の条例の検討。 <26年4月～> ② 保育緊急確保事業の対象事業として事業実施。 <26年9月頃までに> ③ 放課後児童健全育成事業の基準等の条例を策定。 <26年10月頃～> ④ 27年度からの利用者の利用手続き、事業所からの届出受理等、事業実施準備。 。	<26年2月頃> ○平成26年度の実施要綱案・交付要綱案の提示。 ↓ <25年度末までに> ○放課後児童健全育成事業（放課後児童クラブ）及び妊婦健診の基準を定める省令・告示制定。 <27年1月～3月> ○平成27年度の実施要綱・交付要綱の検討・案の提示

○ 費用・利用者負担	【市町村】 <25 年度以降> 子ども・子育て会議で示される公定価格に関する資料等を参照しつつ、自治体において必要な条例等の検討。  <26 年4月以降> 費用・利用者負担の検討。 利用者負担の区分内容・枠組みの概要について、周知等を開始。  <26 年度終盤> 27 年度予算で、国の定める公定価格等を踏まえ、費用・利用者負担等の確定（条例制定等） 	<25 年度末> ○骨格の取りまとめ  <26 年度 4 月～6 月早期> ○骨格、仮単価の提示（施設の意向調査） <26 年度後半> ○27 年度政府予算案決定、国会での予算案審議を経て、公定価格を確定。
○ 幼保連携型認定 こども園保育要領 （仮称）	<26 年度中（国の解説書が作成された後）> 関係者への周知・説明等を行う 	<25 年度中> ○告示制定 <26 年夏頃> ○解説書を作成 ○説明会の実施

○ 保育緊急確保事業	実施団体は、平成 26 年度予算を確保し、平成 26 年度事業として実施。（特定市町村は、実施する事業を市町村保育計画に定めて実施）  26 年 3 月 28 日 県への事前協議書の提出 26 年 4 月 10 日 県：国に対し取りまとめた事前協議書の提出  保育計画等の記載修正 26 年度予算の補正 待機児童解消加速化プランへの参加 26 年 6 月下旬 交付申請書の提出   26 年度予算の補正 26 年 10 月頃 変更交付申請等の提出	<26 年 2 月下旬> ○事前協議書の提出依頼 ○要綱案等の発出 <26 年 3 月> ○関係内閣府令の公布 パブコメ～3月27日 <26 年 5 月頃> ○交付要綱・実施要綱の発出 ○事前協議に基づく内示・交付申請の提出依頼 <26 年 9 月頃> ○交付決定 ○概算払い
-------------------	--	--

○ 自治体における実施体制	施行に向けた準備作業のための体制整備 ＜26 年9月まで＞ 【都道府県等】 幼保連携型認定こども園に関する合議体の設置（設置済み） 【都道府県・市町村】 ①幼保連携型認定こども園に関する教育委員会の意見を聴取すべき事項の規則制定 ②新たな認可施設や確認制度に対応する指導監査体制の構築 【都道府県・市町村】 ＜27 年度まで＞ 給付、国の窓口一元化に対応できる体制の構築準備（27 年度から給付の支出等は内閣府へ一元化）	＜平成 24 年 9 月＞ ○内閣府子ども・子育て支援新制度施行準備室（文部科学省、厚生労働省職員に内閣府併任発令） ＜平成 27 年 4 月＞ ○内閣府に子ども・子育て本部を設置
○ その他	＜26 年度以降＞ 既存の施設に対して、新制度への移行の意思などを調査・確認。  事業計画、認可事務等に反映 【市町村】 ＜26 年度以降＞ ・ 必要に応じて、子ども・子育て支援法第 87 条各項に基づく過料を科する規定を設けるための条例を制定 ・ 必要に応じて、公私連携幼保連携型認定こども園・公私連携型保育所（保育所型認定こども園）の設置法人への設備の無償・安価な貸付・譲渡（議会で議決）	＜26 年度早期＞ ○子ども・子育て会議等で認可基準・公定価格についての議論を行い、認可基準は 25 年度中、公定価格の骨格を 26 年度早期に提示予定。